

小国町税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年4月1日

小国町長 仁科 洋一

小国町条例第 14 号

小国町税条例等の一部を改正する条例

(小国町税条例の一部改正)

第1条 小国町税条例(昭和36年小国町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第8条中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第10条中「、第61条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第61条の6第1項の申告書、」を削る。

第60条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第60条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「第1項」を「前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項を同条第2項とする。

第61条第1項を次のように改める。

軽自動車税の売買契約において売主が当該軽自動車の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第61条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第61条の3から第61条の8までを削る。

第61条の9(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条を第61条の3とする。

第62条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第63条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第64条(見出しを含む。)中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第65条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改

める。

第66条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第67条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第68条第2項中「第60条第3項ただし書」を「第60条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

附則第14条の2から第14条の6までを削る。

附則第15条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

附則第15条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

（小国町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 小国町税条例の一部を改正する条例（平成26年小国町条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「の種別割」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の小国町税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車税の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。